令 和 ５ 年 ４ 月
小平市都市開発部
都 市 計 画 課

「壁面の位置の制限」に関する留意事項

地区計画では、「ゆとりのあるまち並みを確保し良好な近隣関係を保持するため、道路及び隣地境界線と建築物の間に一定の距離を確保すること」を定めています。

■ 留意事項

□ 外壁後退の対象

①バルコニー（<u>３面全てが高い透過性を有する場合は対象外</u>※１）、
②出窓（床面積に算入する場合）、③屋外階段、④外廊下、
⑤玄関ポーチ（床面積に算入する場合）

※１ 下図のように３面全てが高い透過性を有するバルコニーは、外壁後退の対象としません。

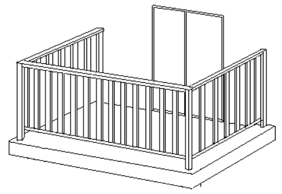

□ 外壁後退の対象外

①玄関ポーチ、②屋根、③軒（のき）、④庇（ひさし）、
⑤面格子（めんこうし）、⑥窓の手すり 等

□ 制限の例

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は<u>1.0m以上</u>※２とし、隣地境界線までの距離は<u>0.7m以上</u>※２とする。

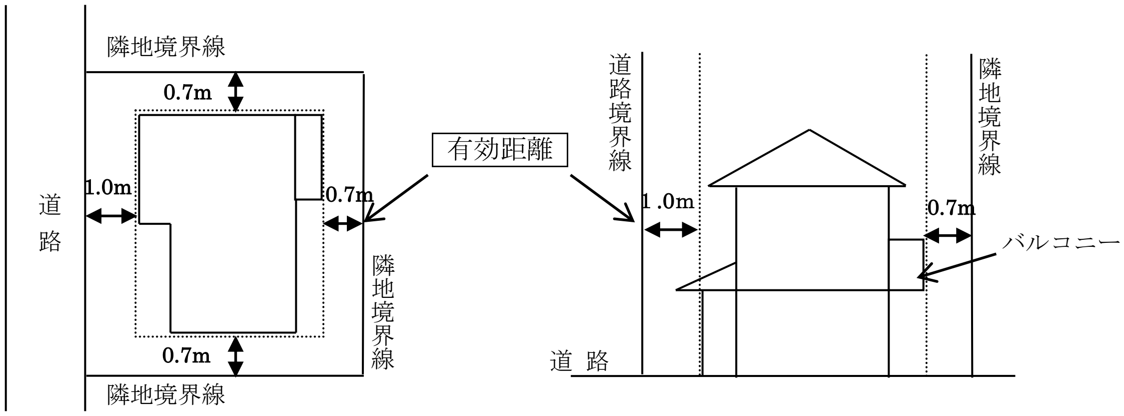

※２：**地区により距離が異なりますので、制限内容の詳細は各地区のパンフレットにてご確認ください。（下記 地区一覧参照）**

【壁面の位置の制限を定めている地区一覧】

『栄町地区』、『小川西町五丁目地区』、『喜平町二丁目地区』、『小川町一丁目地区』、『花小金井一丁目地区』、『鈴木町一丁目地区』、『小平大和線沿線地区』、『鈴木町一丁目恵泉地区』、『小平都市計画道路３・４・23号国立駅大和線沿線地区』、『小川駅西口地区』、『小川四番地区』『小川東町二丁目地区』

問合せ先
小平市 都市開発部 都市計画課 開発指導担当 電話０４２－３４６－９８２９